

- (1) 争点1（控訴人支部組合員4名に対する本件組織外通告による本件配属をしたことが不利益取扱いの不当労働行為に当たるか）について

原判決は、いわゆる「シェーピング・スタディー」（以下「シェーピング・スタディー」という。）の必要性・合理性を肯定し、控訴人組合員4名に対する本件組織外通告の不当性及び控訴人以外の労働組合の組合員との差別をいずれも否定した。しかし、シェーピング・スタディーは正当な目的なく行われた実質的な指名解雇であり、本件組織外通告は退職させて職場から排除することを目的とした不当なものであり、控訴人に対する差別であって、原審の判断には事実誤認と判断の誤りがある。

- (2) 争点2（控訴人と補助参加人との間の団体交渉における補助参加人の対応が団交拒否又は誠実交渉義務違反の不当労働行為に当たるか）について

原判決は、補助参加人の対応は団交拒否に当たらず、不誠実な交渉に当たるともいえないと判断した。しかし、補助参加人は、何らかの計画を変更することを考慮する余地なく、手続上単に決定事項を知らせるためだけに団交を重ねていたものであり、原審の判断には事実誤認と判断の誤りがある。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3）のとおりであるから、これを引用する。

（当審における控訴人の主張に対する判断）

- (1) 控訴人は争点1について、シェーピング・スタディーの必要性・合理性を肯定し、控訴人組合員4名に対する本件組織外通告の不当性及び控訴人以外の労働組合の組合員との差別を否定した原審の認定・判断は誤っていると主張する。

しかし、シェーピング・スタディー実施の経緯とその内容、早期退職支援制度の発表と新組織の説明、組織外通告及び新組織の発足と控訴人組合員4名の配属等についての原審の事実認定は相当であり、これらの事実によれば、シェーピング・スタディーに必要性と合理性がなかったとはいうことはできず、また、控訴人組合員4名に対する本件組織外通告は不当とはいえず、控訴人以外の労働組合の組合員との間に不合理な差を設け、不利益な取扱いをしたものと認めることもできない。控訴人の上記主張は理由がない。

控訴人は、当時の補助参加人大阪支店長を控訴人が証人申請したにもかかわらず、原審で採用されなかったことについて、控訴人の立証の途を絶った等と主張する。しかし、弁論の全趣旨によれば、上記証拠申出に対して被控訴人及び補助参加人からいずれもこれを不要とする意見書が提出され、原審はこれらを踏まえて上記証人申請を却下したと認められるところ、上記判断は相当であると認められる。控訴人の上記主張は

理由がない。

また、控訴人は、平成9年11月以降、控訴人組合員4名は事務室の隅に固めて配置され、Y1カウンセラーから監視され、見せしめ的に他の従業員とは異なる扱いをされていたもので、座席位置が「ごく普通」であるという原判決の評価は誤っている旨主張する。しかし、補助参加人が主張するとおり、証拠（乙B14の1ないし5、15、証人Z1の証言）によれば、控訴人組合員4名の座席配置は普通の座席配置であって閉鎖的空間ではなく、控訴人組合員4名以外の従業員の座席も見渡せるようになっていたことが認められ、以上によれば原判決の評価が誤っているとはいえない。控訴人の上記主張も理由がない。

- (2) 控訴人は争点2について、補助参加人の対応は団交拒否に当たらず、不誠実な交渉に当たるともいえないとした原審の認定・判断は誤っていると主張する。

しかし、補助参加人と控訴人との団体交渉の経緯（時期、回数、内容）等についての原審の事実認定は相当であり、これらの事実によれば、控訴人との間の団体交渉の場における補助参加人の対応は、断交拒否に当たらず、不誠実な交渉に当たると認めることもできない。控訴人の上記主張も理由がない。

- 2 よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部